様式第3号(第3条第2項関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

粕屋町長

職親申込不承認通知書

　　　　　　年　月　日付けによる知的障害者福祉法第16条第1項第3号に規定する職親の申込については、次の理由により職親としてみとめられないので通知します。

理由

この決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。